

止まり木



令和8年（2026年）

2月2日発行

第33号

大阪市立野田中学校

(ソーシャル ネットワーキング サービス)



SNS と正しく向き合う

今日の全校集会でお話しした内容に補足を加えて紹介します。

2026年に入り、栃木県や大分県、大阪府などで中高生による暴行動画の拡散が相次ぎ、警察庁が「いじめ動画の拡散は犯罪になり得る」と異例の警告を発する事態となっています。実際にこれらの動画を見た人はいますか？どう思いましたか？他人事ですか？

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、インターネット上で他のユーザーと繋がり、交流を楽しむためのサービスです。今では、個人の自己表現、情報収集、ビジネス活動など、人々の生活に欠かせないものになっています。

みんなのほうがよく知っているかもしれません、代表的なサービス(2026年時点の傾向)は、Instagram、X(旧Twitter)やTikTok、日本国内で最も普及している、個人・グループ間でのチャットや通話ができるLINE。FacebookやYouTubeなど、数えればきりがありません。総じて、SNSは便利な反面、プライバシーの保護や、情報の信憑性(フェイクニュースへの注意)、誹謗中傷などのトラブルを避けるための「デジタルリテラシー」が重要と言われています。

最初に紹介した中高生の暴行動画はとんでもない勢いで拡散されました。あまりいい言葉とは思いませんが、いわゆる『晒す(さらす)』、『晒された(さらされた)』ということです。

1. 拡散することのリスク

「正義感」や「面白半分」での拡散であっても、以下の法的責任を負う可能性があります。

刑事罰：名誉毀損罪、侮辱罪、プライバシー侵害などに問われる可能性があります。2025年以降、SNSでの誹謗中傷対策は厳罰化が進んでいます。

損害賠償：被害者から慰謝料などを請求される民事上の責任が発生します。

警察の対応：警察庁は「他人への暴力は犯罪」と明言しており、動画の内容によっては加害者はもちろん、撮影・拡散者も捜査対象となることがあります。

2. 動画を見つけた時の対処法

動画を広めないことが、さらなる被害を防ぐための最優先事項です。

拡散・転載をしない：自分の投稿でなくても、リポスト(拡散)するだけで加害者とみなされる恐れがあります。

一歩立ち止まって、よく考えてほしいと思います。またよく聞く言葉として、**デジタルタトゥー**があります。デジタルタトゥーとは、インターネット上に一度投稿された情報(書き込み、画像、動画など)が、タトゥー(刺青)のように消すことが困難で、**半永久的に残り続ける**ことを指す比喩表現です。

2026年現在、AIによる解析技術やアーカイブサイトの普及により、一度拡散した情報を完全に削除することはさらに難しくなっています。主な例として、悪ふざけや差別的な発言、本名、住所、学校名、勤務先、顔写真などの流出。悪意を持って公開された私的な画像や動画や他人に対する攻撃的な書き込みなどです。

どうか、軽はずみな考え方や行動が、自分だけでなく、**見ず知らずの人の人生まで壊しかねない**ということを常に考えておいてください。みんなを加害者にも被害者にもしたくない、そう思っています。

明日、2月3日は節分です。節分という言葉には、「季節を分ける」という意味があります。

昔の日本では、春は一年のはじまりとされ、特に大切にされたようです。そのため、春が始まると前の日、つまり冬と春を分ける日だけを節分と呼ぶようになったそうです。

今年は、南南東に向かって恵方巻を食べれば、福が来るそうですよ。

